

「医療等に関する個人情報」の範囲について

検討事項

- 医療等分野において情報の利活用と保護を推進する観点から、「医療等に関する個人情報」の範囲をどのように定めるべきか。
- 個別法の対象となる個人情報としては、まずは、医療機関などにおいて取り扱われる個人情報が考えられるが、そのほかに、介護関係、保健関係や福祉関係の事業者などにおいて取り扱われる生命、身体及び健康に関する個人情報を対象とするかどうか検討してはどうか。
- 個人向け健康管理サービスなどにおいて、本人が自ら提供する生命、身体及び健康に関する個人情報を対象とするかどうか検討してはどうか。
- 安全に匿名化等がされた情報を個別法の対象外とすることについて検討してはどうか。

(1) 「医療等に関する個人情報」の範囲

- ① 医療サービスに伴い取り扱われる個人情報
 - ・ 医療機関などにおいて取り扱われる生命、身体及び健康に関する個人情報（例：診療情報、処方情報、レセプト情報など）は、病歴や薬歴などを含み、その漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるものと考えられるのではないか。
- ② 介護サービスに伴い取り扱われる個人情報
 - ・ 介護サービス事業者においては、要介護・要支援に関する情報、ケア記録、介護レセプト情報など、生命、身体及び健康に関する個人情報は取り扱われるものであり、医療機関との連携においても情報の利活用が重要課題と考えられるが、これを個別法の対象とするか。
- ③ 保健サービスに伴い取り扱われる個人情報
 - ・ 保健所、民間健診機関などが行う健康診断や各種健診においては、身長、体重、血圧等の健診記録や運動記録など、生命、身体及び健康に関する個人情報は取り扱われるが、これを個別法の対象とするか。
- ④ 福祉関係サービスに伴い取り扱われる個人情報
 - ・ 地方自治体や福祉関係サービス事業者などにおいては、障害等級に関する情報や福祉サービス利用者の生活履歴など、専門資格保有者だけでなくボランティアの地域住民なども含め、生命、身体及び健康に関する個人情報が取り扱われるが、これを個別法の対象とするか。

- ⑤ 本人が自ら提供する生命、身体及び健康に関する個人情報
- ・ 個人向け健康管理サービスを提供する事業者、遺伝子検査ビジネスや研究機関などに対して、本人が自らの個人情報を提供する場合もあるが、これらの者が取り扱う生命、身体及び健康に関する個人情報を個別法の対象とするか。
- ⑥ その他の医療等にかかわらない民間事業者が取り扱う生命、身体及び健康に関する個人情報
- ・ 医療等分野にかかわらず、例えば、洋服屋、レストラン、床屋など民間事業者においても、顧客情報の中で生命、身体及び健康に関する個人情報を含む場合も考えられるが（例：洋服屋で顧客の身長などの情報を活用している場合、レストランで顧客のアレルギー情報を活用している場合など）、これらを個別法の対象とするか。

(2) 安全に匿名化等がされた情報

- 個別法においては、安全に匿名化等がされた情報は個人情報ではなくなることを明らかにし、個別法による保護の対象から外すことを検討してはどうか（ガイドライン等で匿名化等がされた情報についても適正な取扱いを求めることを検討してはどうか）。

【参考】

○ 「社会保障・税番号大綱」(抄)(平成23年6月30日)

(p.12)

医療・介護等のサービスの充実や質の向上は、国民生活の充実に直結するものであり、番号制度の下でできる限り多くの場面で用いることができるようにすべきものである。以下に、利用場面の一例を示すが、今後、施策の優先順位や費用対効果を見極めつつ、社会保障分野サブワーキンググループにおける議論や医療・介護等のサービス関係者からの意見を踏まえて更なる利用場面の拡充を検討する。

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を券面に「番号」を記載した1枚のICカードに一元化し、ICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

(p.55)

第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

○ 個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五十七号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。